

ま え が き

平成27年4月に第一区画整理事務所、第二区画整理事務所、再開発事務所の各事務所を再編して発足した二つの市街地整備事務所のうち、第一市街地整備事務所では、現在、土地区画整理事業として既成市街地再整備土地区画整理事業（周辺区部4地区）及び臨海部開発土地区画整理事業（臨海部3地区）を所管するとともに、市街地再開発事業（1地区）及び特定整備路線等の街路事業（3路線）をそれぞれ所管しております。

既成市街地再整備土地区画整理事業は、良好な生活環境の確保と防災性の向上を目指して、足立区の六町地区において、移転・補償、工事、仮換地の引継ぎを順次実施して、事業完了を見据えた確実な事業推進に努めております。

臨海部開発土地区画整理事業は、臨海部の活力ある複合市街地の形成に向け、街路事業と併行して、都心エリアとの連携強化を図る環状第2号線等の都市基盤整備を進めており、晴海地区、豊洲地区、有明北地区の3地区では、公共施設管理者への引継ぎの早期完了に向けて順次手続きを進めております。

市街地再開発事業は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るものであり、晴海五丁目西地区において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催のレガシー（遺産）となるまちづくりを推進しています。

特定整備路線は、「木密地域不燃化10年プロジェクト」において市街地の延焼を遮断するなど防災上効果の高い都市計画道路として定められた路線です。当事務所では、補助第120号線（鐘ヶ淵地区）、補助第46号線（目黒本町地区及び原町・洗足地区）及び補助第29号線（戸越公園駅周辺地区）の特定整備路線等3路線各地区の整備を進めるとともに、地元区と連携しながら沿道まちづくりの推進を図っています。

このほか、区部環状方向の幹線道路である環状4号線（高輪地区）は、旧高輪宿舎跡地の整備や街路事業の用地取得を進めるとともに、土地区画整理事業（沿道街路整備事業）についても着実に進めております。

また、築地地区まちづくりの本格的整備に先立って各段階の整備に向けて、埋蔵文化財調査、土壌汚染調査等を戦略的に進めております。

私たちは、首都東京の都市活動を支える都市基盤整備や都民の皆様が安心して暮らせる高度防災都市づくりの一端を担っているという自覚のもと、土地区画整理事業や特定整備路線整備事業等の推進に職員一丸となって取り組んでまいります。